

令和3年7月21日
医療調整本部
福祉保健部高齢福祉保健課

「新潟県における高齢者施設等での面会実施の考え方」を
高齢者施設等へ通知しました。

県では、県内における新型コロナウイルス感染症にかかる警報・注意報等の発令状況に応じた高齢者施設等における対面による面会実施の考え方を整理し、高齢者施設等宛てに通知しました。

記

1 新潟県における高齢者施設等での面会実施の考え方（概要）

県内の 警報・注意報等 の発令状況	平時	注意報	警報	特別警報
施設等の 対応	施設所在地域・面会希望者の居住地域における感染状況や、入所者及び面会希望者のワクチン接種状況等を踏まえ、管理者が制限の程度を判断。 <div style="text-align: center;"> <制限の程度> 弱 強 </div>		緊急やむを得ない場合を除き、極力制限する。 ただし、施設所在地域・面会希望者の居住地域における感染状況を踏まえつつ、以下の①～③の要件をすべて満たす場合は制限の対象としない。 ① 入所者及び面会希望者がワクチン接種を2回完了し、かつ、接種後2週間以上経過していること。 ② 面会実施スペースにおいて、入所者及び面会希望者の間にパーティション等を設置していること。 ③ 入所者及び面会希望者双方が身体に接触しないこと。	

※ 面会を実施する際は、ワクチン未接種の入所者に対する感染防御について、十分に配慮すること。

※ 面会を実施する場合は、厚生労働省より示されている留意事項等も踏まえ、感染防止対策を行った上で実施すること。

2 経緯

- 高齢者施設入居者の対面による面会については、令和2年12月に高齢者施設でクラスターが発生し、感染経路不明者の新規陽性者数に増加傾向が見られたことから、感染拡大の状況が収まるまでの間、「緊急やむを得ない場合を除き、対面による面会は極力制限していただく」ようお願いした。
- そして、令和3年7月に、県内において発令していた新型コロナウイルス感染症にかかる『警報』が『注意報』に移行したことに伴い、面会の指針として、国通知の留意事

項を基本に制限を緩和し、「施設所在地域・面会希望者の居住地における感染状況や入所者及び面会希望者のワクチン接種状況等を踏まえ、管理者が制限の程度を判断する」こととした。その際、今後『警報』以上に移行した際のワクチン接種された方の例外措置について「検討し、別途お知らせする」こととした。

- 今般、高齢者施設等での面会実施の考え方について、ワクチン接種された方に関する例外措置などを含め検討・再整理し、高齢者施設等へ通知した。

3 参考資料

【参考1】「高齢者施設等における対面による面会の制限について」
(令和2年12月11日付け医本第86号、高齢第1283号)

【参考2】「高齢者施設等における対面による面会の制限について」
(令和3年7月2日付け医本第116号、高齢第478号)

【参考3】「高齢者施設等における対面による面会の制限について」
(令和3年7月21日付け医本第138号、高齢第557号)

本件についてのお問い合わせ先
福祉保健部高齢福祉保健課 伊藤
(直通) 025-280-5189 (内線) 2530